



資料3-1

神奈川県こども目線の施策推進条例(仮称)素案

※ 法令審査未完了のため、今後、変更の可能性有り

令和6年11月5日
次世代育成課



1 ふり返り

前回
まで

令和6年8月7日の子ども・若者施策審議会

- ・ 子ども・子育て支援推進条例の改正素案(たたき台)のポイントや部会でいただいたご意見に基づく修正点などの説明
- ・ 基本理念などについてのご意見

対応

令和6年8月9日付 条例改正素案への意見照会

- ・ 子どもの定義などについてのご意見
- ・ 基本理念の見直しや子どもの定義規定の削除
- ・ その他条例改正素案の修正

議会

令和6年9月定例会(条例改正素案の報告)



常任委員会の意見などを基に条例改正素案を修正し、
法制部局による審査中



2 パブリックコメント結果

| | |
|--------|--|
| 意見募集期間 | 令和6年7月10日～令和6年8月8日 |
| 意見募集方法 | 県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村・関係団体等への周知、かながわパーソナルサポートなど |

意見件数 429件

| 区分 | 件数 | 主な内訳 |
|----------------------------|-----|-------------------------|
| ① 第1章 総則 第1節 通則(目的・定義) | 9 | |
| ② 第1章 総則 第2節 基本理念等 | 27 | |
| ③ 第2章 基本的施策 第1節 施策の基本的な考え方 | 24 | |
| ④ 第2章 基本的施策 第2節 こどもの権利擁護 | 19 | 児童虐待の防止5、いじめの防止11 |
| ⑤ 第2章 基本的施策 第3節 こども・子育て | 234 | 居場所づくり42、子育て家庭に対する支援132 |
| ⑥ 第2章 基本的施策 第4節 推進体制 | 19 | |
| ⑦ 第3章 雜則 | 0 | |
| ⑧ その他 | 97 | |
| 計 | 429 | |

2 パブリックコメント結果

| 区分 | 件数 | 主な意見 |
|--|-----|--|
| A 改正条例素案に反映したもの (意見の趣旨を既に記載している場合を含む) | 30 | <ul style="list-style-type: none"> 「こども」の定義のうち、「おとなとして円滑な社会生活を送ること」に大人としての1つの価値観が入っているようで違和感がある。 「こども」の定義について、「心身の発達の過程にあるもの」では抽象的で分かりにくい。 |
| B 改正条例素案に反映していないが、今後の施策の参考とするもの | 335 | <ul style="list-style-type: none"> 本条例が策定した折には、こどもに向けた表現のものなどをつくるなど、県民全体で共有できるようになることを期待する。 この条例に記載されている内容をより具体的に何をどんな方法で実現し、どのように評価していくのか随時県民に報告が行われることを期待する。 |
| C 改正条例素案に反映できないもの | 19 | <ul style="list-style-type: none"> 縁税を支払っているのに縁が少ないと感じる。 新子安駅前に図書館を作りたい。 |
| D その他(質問・感想など) | 45 | <ul style="list-style-type: none"> 昔からある子育て支援や人材確保などの問題だけではなく、近年問題になっているヤングケアラーや貧困問題などを視野に入れているところが良い。 |
| 合計 | 429 | |

2 パブリックコメント結果

パブコメ期間中に当事者(こども)の意見を聴いてきました

| 時期 | 聴取先 | 種別 | 意見数 |
|----|--------------|----------|-----|
| 7月 | 大学生インターンシップ | 大学生 | 40 |
| | NPOまるまーる | 外国籍 | 8 |
| 8月 | エリーズカフェ | 子ども食堂 | 8 |
| | ワオキッズ新羽園 | 放課後児童クラブ | 18 |
| | 高校生インターンシップ※ | 高校生 | 8 |
| | 計 | | 74 |

※高校生インターンシップは、パブコメ期間外のため参考値(合計に含まず)

そのほか子どもの支援団体(県保育会など40団体)、全市町村にもヒアリングを実施



2 パブリックコメント結果

子どもの主な意見



子どもの対象に年齢制限をせず、「こども」と表記することで幅広い支援に繋がると思う。



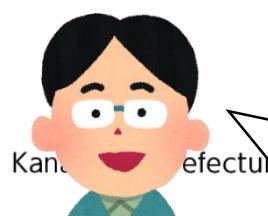
子どもの目線にたった政策の推進が強調され、子どもの意見表明の確保が定められていることにより、自己肯定感の向上や政治・政策への関心が増加する



子どもの意見を取り入れる機会を作ることは、こどもアドボカシーの観点から重要である。

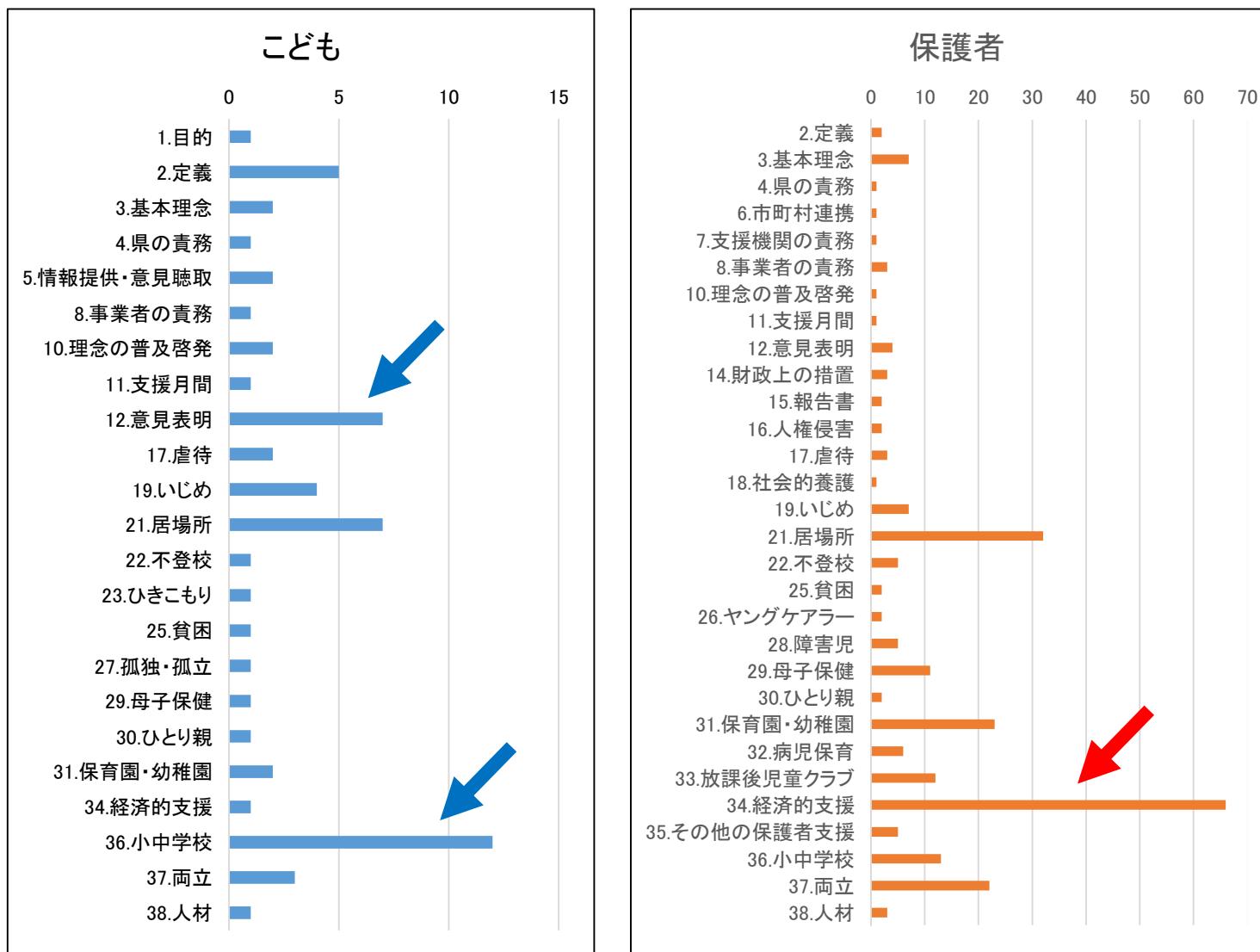


社会的養護が必要な18歳以上には、必要な支援の幅が広がるのでは。高等教育を受けた後の明確なビジョンが必要。



個々の学習の理解度・スピードに合うように、マンツーマンで教えてほしい。

2 パブリックコメント結果



R6年7～8月に実施したパブリックコメントにおいて、子どもと保護者では、求めるニーズが違う

保護者は「経済的支援」が多く、
子どもは「意見表明」「小中学校」の意見が多い

3 条例の内容 ①目的

本県の
目指す社会



こども目線の施策の推進を図り、誰もが自分らしく暮らせる社会を実現する

新たに定義

こども目線の
施策とは？

こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、
こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、
こども、父母その他の保護者等を支援し、
社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために
実施することに関する施策

3 条例の内容 ②基本理念

①こどもの目線に立った権利・利益の尊重



全てのこどもについて、その権利を尊重し、擁護すること(児童の権利条約の理念を規定)

②子育てしやすい社会環境の整備

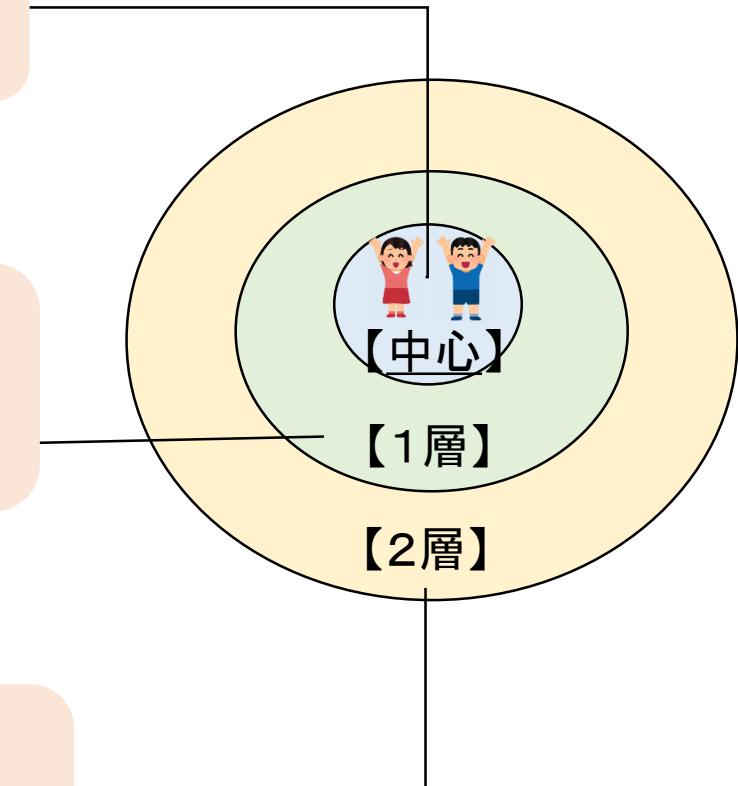


父母その他の保護者等について、出産、子育て等に関する「負担軽減」や「不安解消」を進め、喜びを実感することができるここと。

③社会の一人ひとりが子育て当事者



個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重しながら、社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる。



※下線部はたたき台からの
変更箇所(P11以降参照)

3 条例の内容 ③構成

| | | | |
|------|-----------------------|------|--------------------------------|
| 第1条 | 目的 | 第18条 | 不登校のこどもに対する支援 |
| 第2条 | 定義 | 第19条 | ひきこもり状態にあるこども等への支援 |
| 第3条 | 基本理念 | 第20条 | 貧困の状況にあるこどもに対する支援 |
| 第4条 | 県の責務 | 第21条 | ヤングケアラーに対する支援 |
| 第5条 | 市町村との連携等 | 第22条 | 孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援 |
| 第6条 | こども・子育て支援機関等の責務 | 第23条 | 医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援 |
| 第7条 | 事業者の責務 | 第24条 | 母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援 |
| 第8条 | 県民の責務 | 第25条 | 子育て家庭に対する支援 |
| 第9条 | こどもの意見表明 | 第26条 | 家庭生活における子育てと他の活動の両立のための措置 |
| 第10条 | 基本計画及び年次報告書 | 第27条 | 推進体制の整備 |
| 第11条 | 生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実 | 第28条 | 人材の確保、育成等 |
| 第12条 | いじめの防止等 | 第29条 | 調査研究 |
| 第13条 | 児童虐待の防止等 | 第30条 | 表彰 |
| 第14条 | 要保護児童対策地域協議会に対する支援等 | 第31条 | かながわこども・子育て支援月間 |
| 第15条 | 社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等 | 第32条 | 子育て支援に取り組む事業者の認証 |
| 第16条 | こどもの社会的自立のための支援 | 第33条 | 財政上の措置 |
| 第17条 | こどもの居場所づくり | | |

4 条例の名称

新名称



神奈川県こども目線の施策推進条例

前文 第4段落4行目／第3条（1）

| | |
|-----|--|
| (旧) | <p>…「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体でこどもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。 ／第3条 (1) 次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その権利を尊重し、及び擁護すること。</p> |
| (新) | <p>…「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体で <u>こどもの人権を尊重しながら</u>、こどもを育むことができる環境 を整備していくことが不可欠である。 ／第3条 (1) 次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、 その<u>人権</u>を尊重し、及び擁護すること。</p> |
| 理由 | <p>○こどもの人権を守っていくということを、より前面に表していく。</p> |



5 主な変更点

第2条第1号（子どもの定義）の削除



| | |
|-----|---|
| (旧) | <p>第2条(1) 子ども 心身の発達の過程にあり、おとなとして円滑な社会生活を送 ことができるようになるまでの成長の過程にあるものをいう</p> |
| (新) | <p><u>(削除)</u></p> |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none">○ 当初は、子どもの目線に立ち、年齢にかかわらず切れ目 のない支援を実現しようとする考え方から、同様の考え方 に立つ子ども基本法及び子ども大綱の表現を参考に「こ ども」の定義を規定した。○ しかし、審議会委員やパブリック・コメントから、下記 の通り様々な意見が寄せられた。 |

5 主な変更点

| | |
|------------|---|
| 理由 (続き) | <ul style="list-style-type: none">・ 子どもを未熟な存在ととらえている・ 発達できていないように見える障害児を下に見ているように受け取られる可能性がある。・ 人間は、高齢者になっても、一生涯「発達」し続けるものである。・ 「成長」という言葉は、上から目線で規範的な感じがする。・ 「おとなとして円滑な社会生活を送ること」というところに大人の価値観を押し付けているようで違和感がある。 <ul style="list-style-type: none">○ 条例の定義規定は、読み手が誰でも 1 つの意味に読める必要がある。○ 現行条例にも定義規定は無い。 |
| 対応 | <ul style="list-style-type: none">○ こどもを定義する条文は置かず、個別の条文で、どのような状況のこどもを指す施策であるのか明記した。 |



5 主な変更点

第3条（基本理念）（3）の修正



(旧)

社会全体が子育てに関わる当事者として主体的に連携し、及び協力すること。

(新)

個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重しながら、
社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。

理由

- 本件は条例の改正であることから、前提として、現行条例の理念を継承する。【法制執務上の観点】
- 現行条例の第2項と第3項の主旨（個人の価値観や生活の尊重）について、旧案では反映されていなかったことから、第3条(3)に盛り込んだ。

（パブコメでも「多様な価値観を尊重すべき」という意見有り。）

6 条例改正のスケジュール

